

認可外の居宅訪問型保育事業者 についての経緯

平成31年 3月20日

これまでの主な経緯

- ・平成24年 衆議院・参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における附帯決議

◎衆議院・社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における附帯決議(平成24年6月26日)(抄)

- ・ 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。

◎参議院・社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における附帯決議(平成24年8月10日)(抄)

- ・ 新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

- ・平成26年度～ 毎年度、幼児教育の段階的無償化を実施
- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
- ・平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(とりまとめ)
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)
- ・平成30年8月2日 第1回 市町村実務検討チーム(現在までに計6回開催)
- ・平成30年11月21日、12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議
- ・平成30年12月25日、平成31年2月14日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会
- ・平成31年12月28日 幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合
- ・平成31年2月12日 子ども・子育て支援法改正法案 閣議決定
- ・平成31年2月26日 第1回 都道府県と市町村に関わる実務ワーキンググループ

○新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

第2章 人づくり革命

1. 幼児教育の無償化

(幼児教育・保育の役割)

20代や30代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最大の理由であり、教育費への支援を求める声が多い。子育てと仕事の両立や、子育てや教育にかかる費用の負担が重いことが、子育て世代への大きな負担となり、我が国の少子化問題の一因ともなっている。このため、保育の受け皿拡大を図りつつ、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の一つである。

また、幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、この時期における家族・保護者の果たす第一義的な役割とともに、幼児教育・保育の役割は重要である。幼児教育・保育は、知識、IQなどの認知能力だけではなく、根気強さ、注意深さ、意欲などの非認知能力の育成においても重要な役割を果たしている。加えて、人工知能などの技術革新が進み、新しい産業や雇用が生まれ、社会においてコミュニケーション能力や問題解決能力の重要性が高まっている中、こうした能力を身につけるためにも、幼児期の教育が特に重要であり、幼児教育・保育の質の向上も不可欠である。

さらに、幼児教育が、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果をもたらすことを示す世界レベルの著名な研究結果もあり、諸外国においても、3歳～5歳児の幼児教育について、所得制限を設けずに無償化が進められているところである。

安倍政権においては、平成26年度以降、幼児教育無償化の段階的推進に取り組んできたところであり、幼稚園、保育所、認定こども園において、生活保護世帯の全ての子供の無償化を実現するとともに、第3子以降の保育料の無償化の範囲を拡大してきた。そして、今年度からは、住民税非課税世帯では、第3子以降に加えて、第2子も無償とするなど、無償化の範囲を拡大してきた。

(具体的内容)

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

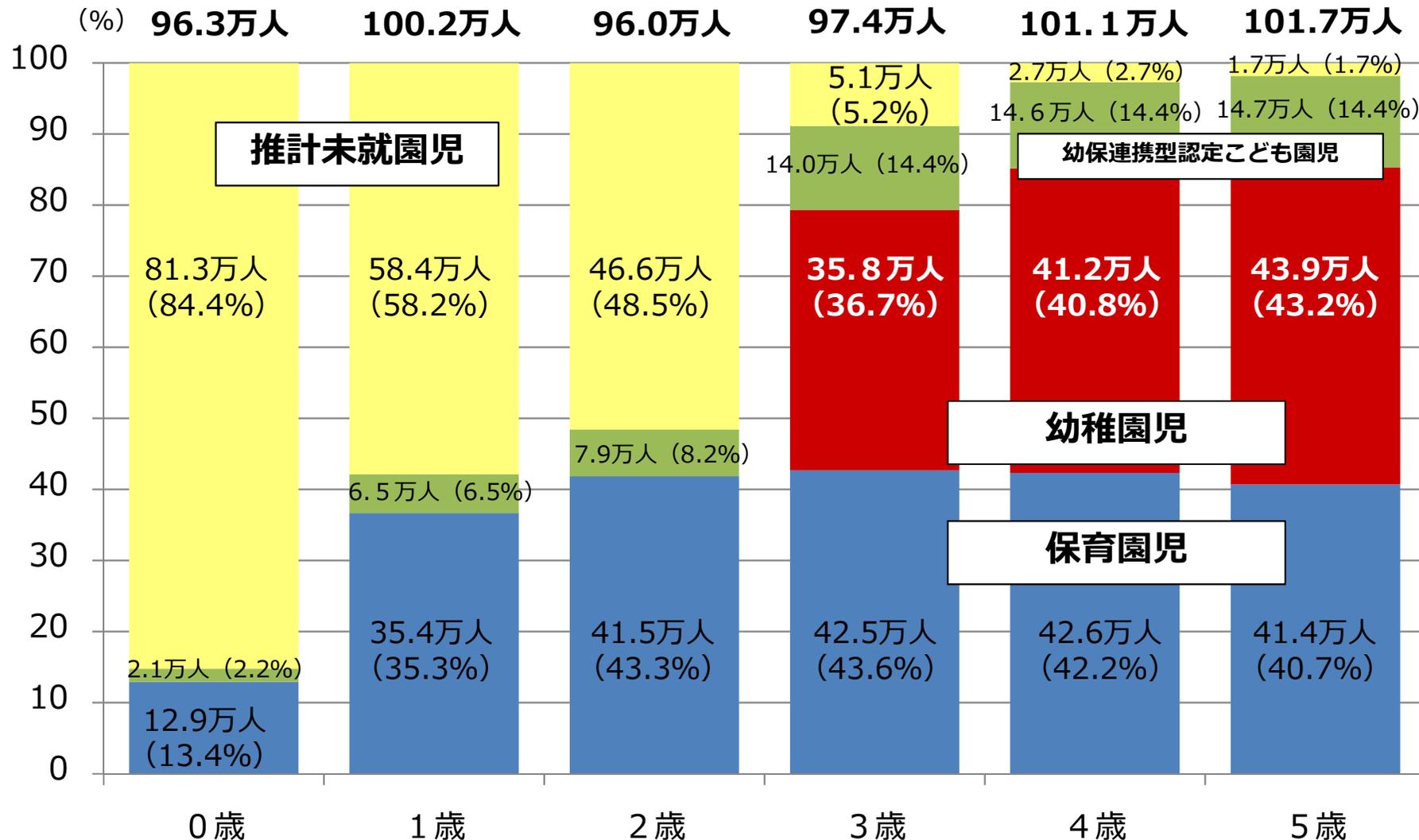
(中略)

0歳～2歳児が9割を占める待機児童について、3歳～5歳児を含めその解消が当面の最優先課題である。待機児童を解消するため、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度までに32万人分の保育の受け皿整備を着実に進め、一日も早く待機児童が解消されるよう、引き続き現状を的確に把握しつつ取組を進めていく。こうした取組と併せて、0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在は、住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているところ、この範囲を全ての子供に拡大する。

なお、0歳～1歳児は、ワークライフバランスを確保するため、短時間勤務など多様な働き方に向けた環境整備、企業による職場復帰の確保など男性を含め育児休業を取りやすくする取組、育児休業明けの保育の円滑な確保、病児保育の普及等を進めるなど、引き続き、国民の様々な声や制度上のボトルネックを的確に認識し、重層的に取り組んでいく。

保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（H30）

該当年齢人口



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成29年10月1日現在）より。

※幼保連携型認定こども園の数値は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」（平成30年4月1日現在）より。

※幼稚園の数値は平成30年度「学校基本調査」（確定値、平成30年5月1日現在）より。「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。

※保育園の数値は平成30年の「待機児童数調査」（平成30年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成29年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。

※「推計未就園児」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円(注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円)まで無償化
 - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
 - ※ 保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制化)
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
 - (①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
 - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
 - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- 2019年10月1日

6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないう、周知徹底

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

平成31年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

子どものための教育・保育給付 (第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模
保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方
裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付 (第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、
預かり保育等の利用に係る支

施設等利用費

幼稚園<未移行>
(第7条第10項第2号)

特別支援学校
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等
(第7条第10項第4号、6号～8号)

・認可外保育施設
・一時預かり事業
・病児保育事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象(第7条第10項第1号)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て 支援事業(第4章)

地域の実情に応じた
子育て支援

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成(第59条第3号ロ))
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事・子育て両立支 援事業(第4章の2)

仕事と子育ての
両立支援

- ・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)

- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

※下線部分が今回の法律案による改正部分

- 子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。
- 平成31年度における無償化の実施に要する費用について、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する(交付税特会で経理。附則第15条)。

子ども・子育て支援給付(第8条)

児童手当等交付金(第8条、第2章第2節)

児童手当法等に基づく児童手当等の給付
【国:2/3、都道府県:1/6、市町村:1/6等】

子どものための教育・保育給付(第8条、第2章第3節、第3章第1節)

教育・保育給付認定子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付 【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4等】

- ・施設型給付費・幼稚園、保育所、認定こども園
※公立幼稚園・保育所は市町村10/10
- ・地域型保育給付費・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付(第8条、第2章第4節、第3章第2節)

施設等利用給付認定子どもが幼稚園(未移行)、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付
【国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4】

- ・施設等利用費・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子ども・子育て支援交付金(第4章)

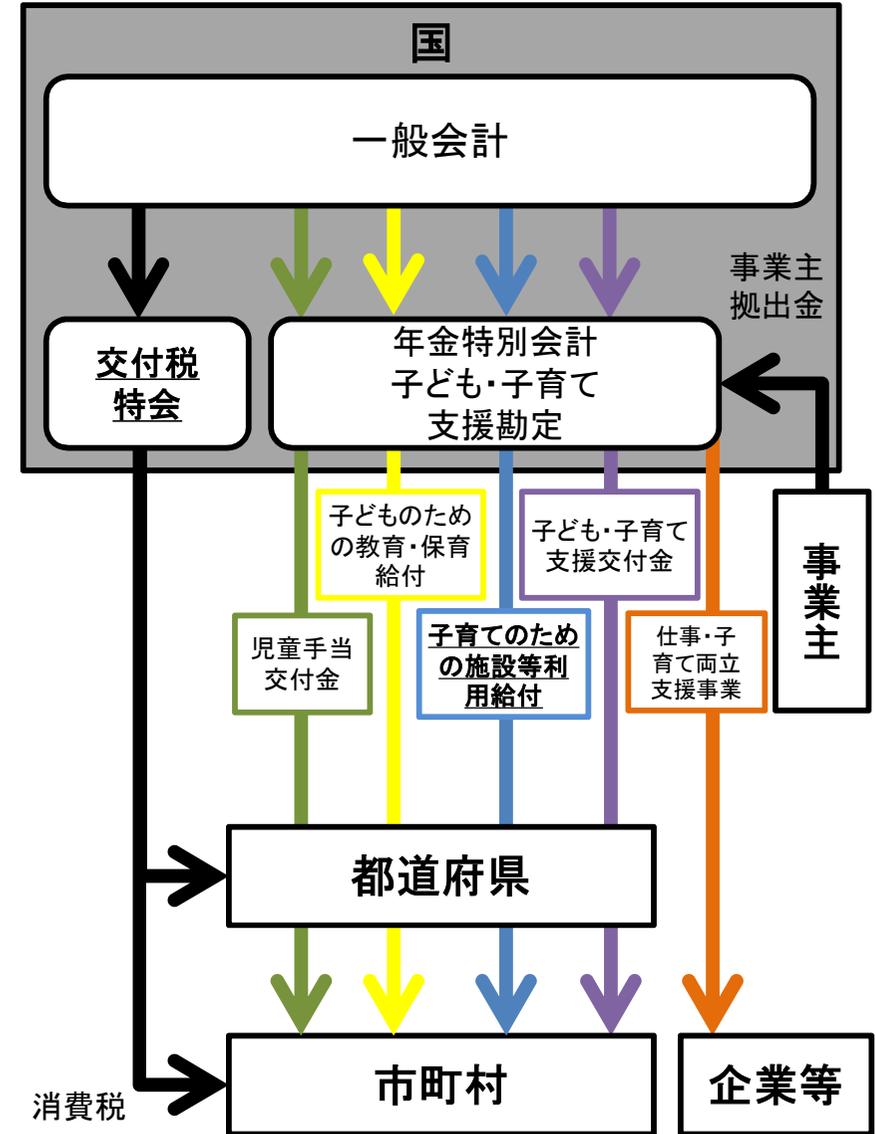
利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、病児保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業(幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成)等の地域子ども・子育て支援事業 【国:1/3、都道府県:1/3、市町村:1/3】

仕事・子育て両立支援事業(第4章の2)

- ・企業主導型保育事業 【国10/10(事業主拠出金を原資)】
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 【国10/10(事業主拠出金を原資)】

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

＜国から都道府県・市町村への資金交付のイメージ＞



認可外保育施設に係る無償化の対象範囲について

- 無償化の対象となる認可外保育施設は、指導監督基準を満たすものとしているが、**待機児童問題により、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用する児童が存在する**ことを踏まえ、指導監督基準を満たさない施設も対象とする5年間の猶予期間を設けることとしている。
- この経過措置について、地方自治体から、以下のように、**無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討**するよう、提案いただいているところ。

真の子どもたちのための「子ども・子育て施策」の実現に関する決議 ～ 幼児教育・保育の無償化に当たって ～（平成30年12月10日全国市長会）（抜粋）

1 国と地方の協議に基づく幼児教育・保質確保・向上等

P D C A サイクルを活用した国と地方の協議については、年内協議を開始することとしているが、無償化の円滑な実施のための詳細なマニュアルの作成、ベビーシッターを含む認可外保育施設等に係る指導監督基準の見直しあるいは創設など、質の確保・向上の仕組みを早急に構築すること。

その際、認可外保育施設の範囲を明確化するとともに、都市自治体が子どもの安全に責任を負う立場にあること、無償化に係る事務が自治事務であることを踏まえ、無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討すること。

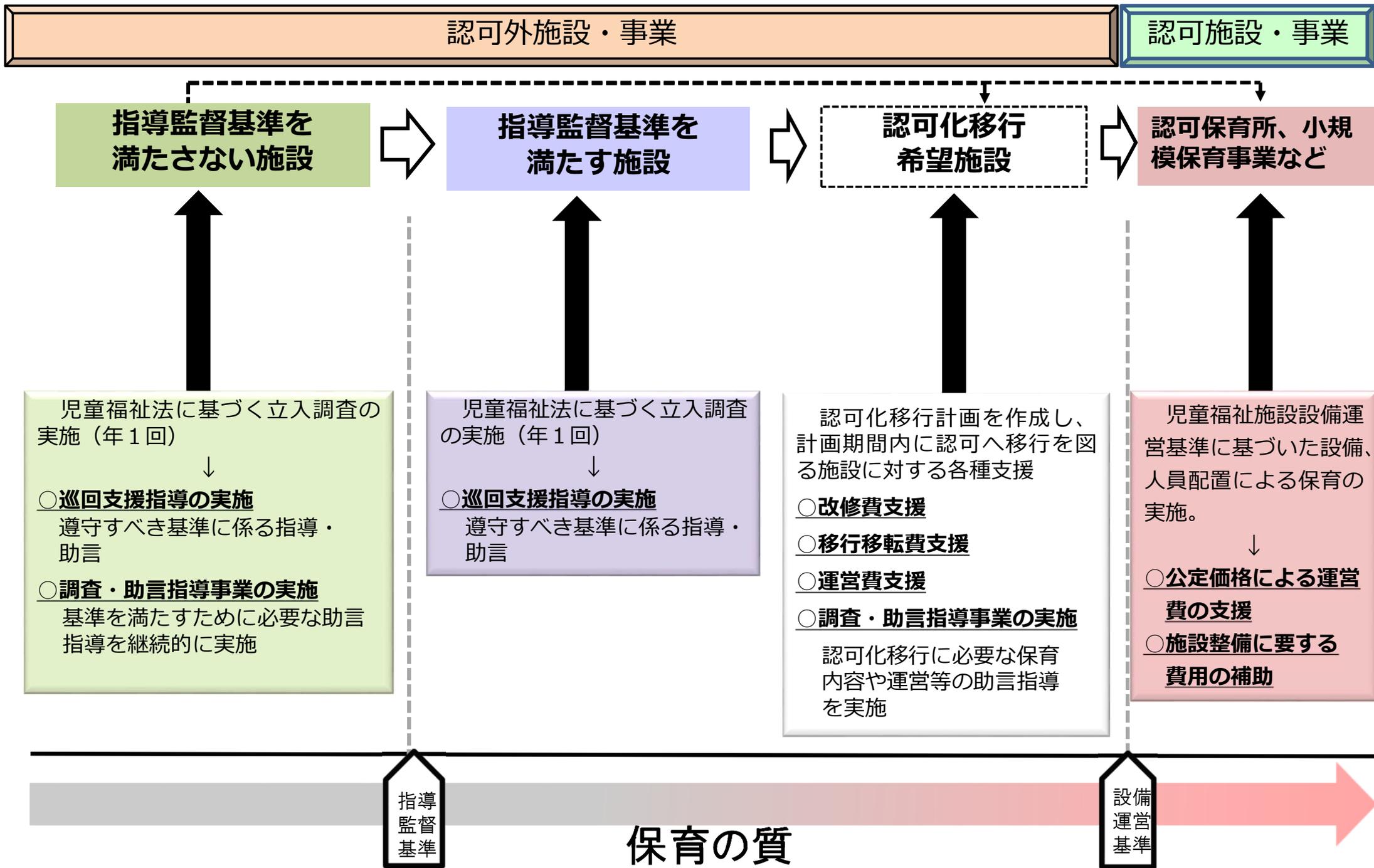
<対応>

- 市町村によっては、以下のように保育提供体制に違いがある。
 - ・ 待機児童が多く、指導監督基準を満たさない施設を利用せざるをえない地域がある一方、
 - ・ 待機児童がおらず、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用していない地域がある
- このため、5年間の経過措置期間においては、以下の扱いとする。（※法律事項）

- ① 経過措置期間中は、**指導監督基準を満たしていない施設についても無償化の対象とすることを原則**とする。
- ② ただし、市町村が、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用する人がいないなどの場合には、**条例で職員配置（保育士資格等）等に関する基準を設け、無償化の対象を当該基準を満たす施設に限ることができる**こととする。
- ③ 併せて、条例制定の際の勘案要素として、**市町村が保育の需要及び供給の状況その他の事情（待機児童の状況、認可保育所の新設等の状況、指導監督基準を満たす認可外保育施設へ移行させる市区町村の取組の状況等）を勘案し、特に必要であると認める**ことを規定する。

※ 通常の認可外保育施設の確認に加え、条例を制定した市町村は、市町村条例で定める一定の基準を満たしたものであるかも確認する必要がある。

認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）



児童福祉法に基づく立入調査の実施（年1回）

↓

- 巡回支援指導の実施
遵守すべき基準に係る指導・助言
- 調査・助言指導事業の実施
基準を満たすために必要な助言指導を継続的に実施

児童福祉法に基づく立入調査の実施（年1回）

↓

- 巡回支援指導の実施
遵守すべき基準に係る指導・助言

認可化移行計画を作成し、計画期間内に認可へ移行を図る施設に対する各種支援

- 改修費支援
- 移行移転費支援
- 運営費支援
- 調査・助言指導事業の実施
認可化移行に必要な保育内容や運営等の助言指導を実施

児童福祉施設設備運営基準に基づいた設備、人員配置による保育の実施。

↓

- 公定価格による運営費の支援
- 施設整備に要する費用の補助

認可外の居宅訪問型保育事業者（いわゆるベビーシッター事業者）に係るこれまでの検討について

- 平成26年3月 ベビーシッターを名乗る男の自宅から男児が遺体で発見される事件（平成30年9月に最高裁で懲役26年の判決が確定）
- 同月 厚生労働省ホームページに「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を掲載（子どもの預かりサービスのマッチングサイト運営者に当該留意点の掲載を依頼）
- 平成26年7月 社会保障審議会 児童部会 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会設置（同年8月～11月まで、計4回開催）
- 平成26年11月 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 議論のとりまとめ
- 平成27年4月 子ども・子育て支援新制度の施行により、居宅訪問型保育事業を含む地域型保育事業が児童福祉法上位置づけられたことを受け、6人以上の児童を預かるベビーシッター事業者が認可外保育施設として届出の対象に
- 平成27年12月 児童福祉法施行規則（省令）改正、指導監督基準（通知）改正（平成28年4月施行）
 - ・ 認可外保育施設・ベビーシッター事業者に対する届出対象を拡大（1日当たり1人以上5人以下の乳幼児を保育する事業者を対象）
 - ・ 1日当たり5人以下の乳幼児を保育する施設・事業者研修受講状況の届出義務
- 平成29年11月 施設で発生した事故についての報告義務を規定（省令改正）



今般、10月からの無償化を契機に、認可外保育施設の更なる質の確保・向上を図っていくことが重要。

（参考）

「真の子どもたちのための「子ども・子育て施策」の実現に関する決議～幼児教育・保育の無償化に当たって～」（平成30年12月10日全国市長会）（抜粋）

1 国と地方の協議に基づく幼児教育・保育の質の確保・向上等

P D C Aサイクルを活用した国と地方の協議については、年内に協議を開始することとしているが、無償化の円滑な実施のための詳細なマニュアルの作成、ベビーシッターを含む認可外保育施設等に係る指導監督基準の見直しあるいは創設など、質の確保・向上の仕組みを早急に検討すること。

「幼児教育・保育の無償化に際しての質の確保・向上等について（意見）」（平成31年1月23日全国市長会 社会文教委員会、子ども・子育て検討会議）（抜粋）

1 認可外保育施設等における質の確保・向上について

（2）待機児童問題により、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用する子どもに配慮し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設等は無償化の対象とする経過措置を設ける場合であっても、最大限、子どもたちの安全が確保される方策について検討し、対応を図ること。

（3）児童福祉法に基づく都道府県等による指導監督が実効性をもって徹底されるよう必要かつ十分な支援を行うこと。

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 議論のとりまとめについて（平成26年11月19日）

- 平成26年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生。
- 保護者は、日常的な保育所の利用に加えて、休日や夜間などの一時的な預かりを必要としていた。
- インターネット上のマッチングサイトで、子どもの預かりサービスに、従事する者の氏名、預かり場所、資格の状況などの重要な情報を利用者が正確に知り得る形になっていない等の問題点があった。
- このような事件が二度と繰り返されないようにするため、実態を把握するとともに、利用者の視点で対策を検討することとした。

実態調査の結果 利用者の視点

- 自治体
 - ・ 法令上、届出の対象外となっている1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設や施設形態でないものについて、把握している自治体は少ない。
- 事業者
 - ・ 事業者による採用時の研修は、短時間の研修が多い。等
- マッチングサイト
 - ・ マッチングサイトへの登録に当たっては、保育者本人に関する情報を自己申告としているサイトが多い。等
- 情報提供
 - ・ 利用できる地域の子育て支援サービスについての情報が保護者への的確に伝わっていないことが課題。

社会保障審議会児童部会の下に、専門委員会を設置し、検討
 ※平成26年11月19日
 とりまとめ

【主な方向性】

- 届出制等の対象範囲の在り方の検討**
 (対応方針)
 親しい知人、隣人などの一部の例外を除き、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の認可外保育施設及び事業を届出義務の対象とする。
- 指導監督指針及び指導監督基準の在り方等の検討**
 (対応方針)
 - ・ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設及び事業の保育者に対して研修の受講を促す
 - ・ 個人の認可外の訪問型保育事業に対して、必要がある場合に指導を行う等を新たな基準に追加する。
- マッチングサイトへの対応の在り方の検討**
 (対応方針)
 厚生労働省において、マッチングサイト運営者に遵守を求めるガイドラインを作成する。また、ガイドラインを保育者、利用者へ注意喚起する。
- 情報提供等の在り方の検討**
 (対応方針)
 各市町村の子育て支援サービスのHPについて、各都道府県、厚生労働省とリンクを貼るなどの取組を実施する。

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめの概要（平成26年11月19日）

（1）届出制等の対象範囲の在り方について

1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設（訪問型の事業を含む。）に対して都道府県知事等への届出義務を課す。

※届出をした施設は、毎年1回、運営状況報告の義務

事業所内保育施設等、従来より届出対象外とされてきているものに加え、届出対象の拡大に伴い、以下を届出対象外として追加。

- ・施設の設置者と利用者との間に保育を利用する以前から長期にわたる安定的な信頼関係が構築されていると客観的に判断される場合

（2）指導監督指針及び指導監督基準の在り方等について

指導監督指針又は指導監督基準に、以下のア～オについて新たに追加する。

- ア 認可外の訪問型保育事業や、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の保育者に対して、研修の受講を促すこと
- イ 賠償責任保険への加入など、保育中の万が一の事故に備えること
- ウ 保育終了後に保護者に保育中の子どもの様子を報告すること
- エ 事前に保護者が保育者に関する情報を確認できるようにすること
- オ 個人の認可外の訪問型保育事業の保育者に対して、必要がある場合に指導を行うこと

（3）マッチングサイトへの対応の在り方について

厚生労働省において、以下のア～キについて、マッチングサイト運営者に遵守を求めるガイドラインを作成する。また、厚生労働省が委託する業者がマッチングサイトのガイドライン遵守状況を調査する。

- ア マッチングサイトへの登録は、都道府県知事等に届出を行った者に限ること
- イ 1人が1つのサイトの中で複数の登録をすることができないようにすること
- ウ 保育者、保護者双方から相談を受ける窓口を設けること
- エ 保育者と利用者との間でトラブルが生じた場合に、解決のための措置を講ずること
- オ 保育者が遵守すべき利用規約（事前面接を行うこと、身分証明書等を利用者に示すこと等）を定めること
- カ マッチングサイトのトップページ等の見やすい場所に、届出制度の周知、利用規約を表示し、ガイドラインの遵守状況を公表すること
- キ 登録された保育者の個人情報適切に管理すること

（4）情報提供等の在り方について

- ・各市町村の子育て支援サービスのHPについて、各都道府県、厚生労働省とリンクを貼るなどの取組を実施する。
- ・乳児家庭全戸訪問事業などの機会に、子育て支援サービスを簡潔に記載したリーフレットで周知することなども有意義。

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ (平成26年11月19日) についての対応①

とりまとめ	現状
<p>(1) 届出義務の拡大 5人以下の施設についても届出対象に</p>	<p>平成28年4月1日から、<u>5人以下の施設も届出対象</u></p>
<p>(2) 指導監督基準の在り方について ア 研修の受講を促すこと</p> <p>〔「認可外の訪問型保育事業の保育者の研修カリキュラムについては、公益社団法人全国保育サービス協会が実施している研修(略)を参考にすることが考えられる。」〕</p>	<p>○<u>研修受講の有無について、都道府県への届出・運営状況報告事項として位置付け。(省令改正)</u></p> <p>○<u>指導監督基準において、研修を受講することが望ましいこと、都道府県等は受講を促すことを規定。(通知改正)</u></p> <p>○<u>マッチングサイトの利用規約に定めることが適当な事項として、研修の受講状況を保護者に示すことを規定。(子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン)</u></p>
<p>イ 賠償責任保険への加入など、保育中の万が一の事故に備えること</p>	<p>○<u>指導監督基準において、以下を規定。(通知改正)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。 ・<u>保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、都道府県への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。</u> (「利用者への情報提供」の考え方として規定) <p><「保護者との連絡等」の項目で、施設の児童の様子との連絡については従前より規定></p>
<p>ウ 保育終了後に保護者に保育中の子どもの様子を報告すること</p>	<p>○<u>マッチングサイトの利用規約に定めることが適当な事項として、これらの事項を規定。(子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン)</u></p>
<p>エ 事前に保護者が保育者に関する情報を確認できるようにすること</p>	<p>○<u>指導監督基準において、認可外の居宅訪問型保育事業については、都道府県等が必要と判断する場合に指導を行う旨を規定。(通知改正)</u></p>
<p>オ 個人の認可外の訪問型保育事業の保育者に対して、必要がある場合に指導を行うこと</p> <p>〔「個人の認可外の訪問型保育事業の保育者については、個人宅への調査となることから、立入調査に馴染まない。」〕</p>	<p>○<u>指導監督基準において、認可外の居宅訪問型保育事業については、都道府県等が必要と判断する場合に指導を行う旨を規定。(通知改正)</u></p>

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめ (平成26年11月19日) についての対応②

とりまとめ	現状
<p>(3) マatchingサイトへの対応の在り方について</p> <p>ア Matchingサイトへの登録は、届出を行った者に限ること</p>	<p>○Matchingサイト運営者が遵守すべき事項としてMatchingサイトへの登録に関する事項や相談窓口の設置、トラブル解決窓口の設置、利用規約を定めること、個人情報管理について規定。(子どもの預かりサービスのMatchingサイトに係るガイドライン)</p> <p>○ガイドラインの遵守状況は、ガイドライン適合状況調査サイトで公表。(調査委託事業)</p>
<p>イ 1人が1つのサイトの中で複数の登録をすることができないようにすること</p>	
<p>ウ 保育者、保護者双方から相談を受ける窓口を設けること</p>	
<p>エ 保育者と利用者との間でトラブルが生じた場合に、解決のための措置を講ずること</p>	
<p>オ 保育者が遵守すべき利用規約(事前面接を行うこと、身分証明書等を利用者に示すこと等)を定めること</p>	
<p>カ Matchingサイトのトップページ等の見やすい場所に、届出制度の周知、利用規約を表示し、ガイドラインの遵守状況を公表すること</p>	
<p>キ 登録された保育者の個人情報を適切に管理すること</p>	
<p>(4) 情報提供等の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の子育てサービス全体一覧の作成 ・ 認可外の居宅訪問型事業に関する、事業者名等の公表項目について、実効性のあるものとなるよう留意が必要 	<p>○認可外保育施設については、各都道府県でホームページ等に情報を公開。(公開している項目はそれぞれの都道府県が判断。)</p>